

1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 現状

近年、全国的に自然災害や火災などによる文化財の損傷や滅失被害が相次いでいる。

歴史をひも解くと、周囲を山々に囲まれ、いくつもの川が合流し、水郷日田と呼ばれる本市は、古くから水害に見舞われており、近代においては、明治前半だけでも明治2（1869）年、明治18（1885）年の記録が見られる。特に、明治22（1889）年の被害は甚大で、その後の、大正10（1921）年の水害、昭和28（1953）年の水害とともに、近現代の三大水害と言われている。

近年では、平成24（2012）年や29（2017）年の九州北部豪雨、令和2（2020）年7月豪雨災害及び令和5（2023）年7月大雨災害などにより、人的被害、土砂災害や河川の氾濫による住宅の全半壊や浸水被害が発生し、市民生活に大きな影響を与えたことをはじめ、農作物の被害や農業施設、市道、林道などの被害もあり、復旧には多くの時間と費用を要した。また、大雨以外では、平成28（2016）年の熊本地震による被害などがある。

文化財については、第1章の災害史でも述べたように、これまでの豪雨により、小鹿田焼の里（国選定重要文化的景観）における唐臼の流出並びに棚田への土砂流入及び石積の崩壊、豆田町（国選定重要伝統的建造物群保存地区）の家屋への浸水、筏場眼鏡橋（県指定有形文化財（指定解除））の流出や熊本地震では永山城跡（県指定史跡）石垣の一部崩落などの被害が発生している。

このように、近年、大規模な災害に見舞われているが、『日田市地域防災計画』には、文化財に係る災害予防対策の概要の記載に留まっており、平常時、発災時、復旧・復興時などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアルを整備していない。

防災の取組として大切な日頃の備えについては、1月26日の文化財防火デーに合わせ、地元住民と協力しながら防火訓練を行っているほか、伝統的建造物群保存地区内においては計画的な消火栓の整備に取り組んでいる。

しかしながら、文化財所有者への防災・防犯に対する注意喚起が十分にできておらず、また、自治会、消防署、消防分団など関係者間での意識の共有が図られていない現状にある。

また、防犯については、幸いにして盗難・毀損などの人的被害は発生していないが、社寺などが常駐しない場所に所在する文化財もあることから、盗難などの発生が予想される。

その他にも、大分県文化財パトロールによる巡視活動は行われているものの、市内に点在する文化財並びに周辺環境における災害・犯罪リスク及び防災・防犯施設・設備の把握及び計画的な整備が行われていない。

(2) 課題

- ・文化財の災害予防対策を明確にするため「日田市地域防災計画」の改訂及び平常時、発災時、復旧・復興などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアル整備が必要となる。
- ・なお、計画の改訂並びにマニュアル整備にあたっては、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等のガイドライン」などを参照するとともに、頻発する各種の災害から文化財を守り、災害発生時の救援・

支援を多くの専門家の協力によって迅速かつ効果的に実施するための常設の体制として、令和2（2020）年に開設された文化財防災センターとの連携（災害発生時における被災文化財への対応：文化財ドクター派遣事業及び文化財レスキュー事業の取組）についても検討する必要がある。

- ・また、文化財防火デーを中心に、これまで以上に、所有者、自治会、消防署、消防分団と連携した防火訓練の実施や所有者に対する防災・防犯に関する情報提供及び啓発を通じた意識向上の取組が必要となる。
- ・その他にも、市内に点在する文化財並びに周辺環境における災害・犯罪リスク及び防災・防犯施設・設備の把握及び計画的な整備が必要となる。

2. 文化財の防災・防犯に関する方針

- ・文化財が災害や火災などにより、毀損・滅失しないように、適切に保存し、確実に次世代へ継承していくためには、防災・防犯対策が重要となる。
- ・そのため、地域防災計画の見直しや平常時、発災時、復旧・復興時などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアルを整備する。そして、マニュアルを整備する際には、文化財防災センターとの連携体制の構築についても併せて検討を行う。
- ・また、所有者、警察及び消防などの関係機関、地域住民と連携し、文化財の防災・防犯の仕組み及び体制整備を推進する。
- ・その他にも、市内に点在する文化財並びに周辺環境における災害・犯罪リスク及び防災・防犯施設・設備の把握及び計画的な整備について検討する。

3. 文化財の防災・防犯に関する措置

文化財の防災・防犯の取組として、方針に基づき、次の措置を実施する。

【表 8-1 文化財の防災防犯に関する措置一覧】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
防1	文化財防災・防犯対策事業 ・ 防災・防犯に関するマニュアルを整備する ・ 文化財防災センターとの連携体制の構築について検討する ・ 所有者、警察及び消防などの関係機関及び地域住民などと連携し、文化財の防災・防犯の仕組み及び体制整備を構築する	市	文化財課 関係機関 所有者 市民	→		
防2	防火意識向上事業 所有者・自治会・消防分団・消防署などと連携した防火訓練を実施する	市	文化財課 関係機関 所有者 市民	→		

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
防3	防災・防犯に関する周辺環境調査事業 文化財が所在する周辺環境調査に基づくリスク分析を行う	市	文化財課 団体・事業者 所有者 市民			
防4	文化財防災施設整備事業 歴史的建造物防災施設の整備について検討する	市	文化財課			
防5	伝統的建造物保存事業 伝統的建造物群保存地区における防災施設を整備する	国 県 市	文化財課			
防6	行徳家住宅防災施設整備事業 重要文化財行徳家住宅の防災施設を整備する	国 県 市	文化財課			